

活水女子大学において 労働法制講義を行いました！

活水女子大学（長崎市）において、令和2年12月14日（月）に3年生70名の学生に対して、長崎労働局労働基準部長が講義を実施しました。

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度から実施しています。



講義では、基礎的な労働法の知識として、「労働契約」を始めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

なお、講義後のアンケートでは、ほとんどの受講者の方から参考になったと回答をいただきました。

また、興味を持った講義内容は多い順に、「採用内定」について18.3%、「給料」について17.2%、「有給休暇」について16.1%、「残業」について12.3%、「労働契約」について11.3%でした。

最後に、長崎労働局は今後も県内の大学等と連携して、大学生等に対する労働関係法令等の積極的な周知・啓発に努めます。



《受講生の感想》

- ★ 現在アルバイトをしているが、知らなかった事が多かったため勉強になった。
- ★ 自分のためにもしっかりと知識を身につけておくべきだと感じた。
- ★ 人生で初めての就職をこれから経験していくうえで労働法について今学ぶことができよかった。